

共通番号制度の廃止を求める省庁交渉

——交渉報告—— 千葉県議会議員ふじしろ政夫

「マイナンバー制度の廃止を求める 12・12 集会」での要請書を 12 月 14 日政府に提出しました。要請内容は①1 月の運用開始を延期②個人番号カードの所持を強制しない③番号を記載しなくてもその書類を受け取り不利益を与えない④マイナンバーの利用拡大を行わないこと、廃止を含めて慎重に見直しを！です。

又、要請の場で「内閣官房、総務省、国税庁、厚労省」に 20 数項目の質問をし、答えてもらいました。

内閣官房

Q 利用拡大はしないでください

答：「今は準備していないが 6 月の閣議決定で拡大見直しも入っているので規定に従ってやっていく」

Q マイナンバーの記載がなくても行政サービスを同じように受けられますね？

答：「書類に必要な番号だが、番号記載がなくても市民の受給権は消滅しません」



総務省

Q 通知カードの封筒の中の説明書では個人番号カードが義務のように思える

答：「『申請できます』と言う事であって、自由意思によるものです。誤解のないように努力します」

Q 自治体で行う顔認証のデータはどうするのか？

答：「同一判定のみに使い、データーは一切保存しません」

国税庁

Q 個人番号を記載しなくても不利益を受けないのですね？

答：「番号記載がなくても書類は受け取ります。不利益な事がどういう事か？ただ国税庁としては番号記載がない事をもって税務調査に入るようなことはしません。ない事をもって国税庁として何らかの措置をすることはありません。」

Q 「配当」等に猶予があるようですが？（自治体や事業者は準備に必死ですが）

答：「マイナンバーの記載などをすぐやると配当を受け取るお客様と銀行に負担が掛かるので 3 年間の経過措置です。」

厚労省

Q 生活保護・雇用保険の書類に番号記載がないときは？

答：「個人番号は“要件”ではありません。記載なくてもOKです。」

Q 就職内定のとき個人番号の提示をさせるのはいけないので？

答：「個人番号提示義務はありません。内定の段階で個人番号提示を求めるのは共通番号法のガイドラインからもおかしく問題です。内定の段階で求めてはいけません。」

今回の交渉で省庁は“マイナンバーについて現場ではかなり混乱している事、自由意思によるものなのに強制であるかのように行われている現状”を全く理解・認識していない事が解りました。個人の尊厳にかかわることです。プライバシー権を守るためにマイナンバー制度を廃止させましょう。